

原子力災害対策本部長 宛

緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画

平成23年9月

田 村 市

## ■ 目 次 ■

<b>I. 住民、役所関係</b> .....	- 1 -
1. 住民移転 .....	- 1 -
(1) 対象者の範囲 .....	- 1 -
(2) 避難住民への連絡 .....	- 1 -
(3) 帰還状況の確認、住民安心対策 .....	- 1 -
(4) 帰還費用 .....	- 1 -
(5) 帰還完了目標日 .....	- 2 -
2. 市役所の移転・業務再開 .....	- 2 -
<b>II. 学校関係</b> .....	- 3 -
3-1. 幼稚園等の再開 .....	- 3 -
(1) 施設・設備の現状確認 .....	- 3 -
(2) 教職員への連絡、業務再開意思の確認、教員の配置 .....	- 3 -
(3) 園児への連絡、通園の意思確認 .....	- 3 -
(4) 再開時期 .....	- 3 -
(5) 再開費用 .....	- 4 -
3-2. 学校の再開 .....	- 4 -
(1) 施設・設備の現状確認 .....	- 4 -
(2) 教職員への連絡、業務再開意思の確認、教員の配置 .....	- 4 -
(3) 生徒への連絡、通学の意思確認 .....	- 4 -
(4) 再開時期 .....	- 5 -
(5) 再開費用 .....	- 5 -
<b>III. 病院等、福祉施設関係</b> .....	- 6 -
4. 病院の再開 .....	- 6 -
5. 診療所の再開 .....	- 6 -
(1) 施設・設備の現状確認 .....	- 6 -
(2) 診療所から医療スタッフへの連絡、業務再開の意思の確認。医療スタッフの配置 .....	- 6 -
(3) 再開時期 .....	- 6 -
6. 福祉施設の再開 .....	- 6 -
(1) 施設・設備の現状確認 .....	- 7 -
(2) 各施設から介護スタッフへの連絡、業務再開の意思の確認および介護スタッフの配置。 .....	- 7 -
(3) 再開時の規模の見通し .....	- 7 -
(4) 再開時期 .....	- 7 -
(5) 区域外で入所されている方の移送の段取り .....	- 7 -

(6) 再開費用 .....	- 7 -
<b>IV. インフラ関係</b> .....	- 9 -
7. 上水道の復旧 .....	- 9 -
(1) 上水道、井戸水の健全性確認 .....	- 9 -
8. 下水道の復旧 .....	- 9 -
(1) 下水処理施設の健全性確認 .....	- 9 -
9. インフラ整備 .....	- 10 -
(1) 原子力発電所の事故処理拠点の整備 .....	- 10 -
(2) 住宅地の造成 .....	- 10 -
(3) 生活道路の新設、拡充 .....	- 10 -
<b>V. 除染関係</b> .....	- 12 -
10. 表土の除染 .....	- 12 -
(1) 除染の実施者、実施方法、除染地域の決定 .....	- 12 -
(2) 実施スケジュール .....	- 13 -
(3) 表土等の仮置場の決定 .....	- 13 -
(4) 表土除去費用 .....	- 13 -
11. 側溝の泥などの生活圏の除染 .....	- 13 -
(1) 除染の実施者、実施方法、除染地域、場所（側溝、通学路等）の特定 .....	- 13 -
(2) 実施スケジュール .....	- 14 -
(3) 仮置場（一時保管所）の特定 .....	- 14 -
(4) 除染費用 .....	- 14 -
<b>VI. その他</b> .....	- 16 -
12. インフラの復旧 .....	- 16 -
(1) 電気、ガス、ゴミ収集・処理 .....	- 16 -
(2) 道路（市道、農道、林道） .....	- 16 -
(3) 農業用水 .....	- 16 -
13. 公的機関 .....	- 16 -
(1) 警察 .....	- 16 -
(2) 消防 .....	- 16 -
(3) 警戒区域内での警察、消防等の活動について .....	- 17 -
14. 公共交通機関 .....	- 17 -
(1) 市営バス等 .....	- 17 -
15. 生活に必要な民間サービス .....	- 17 -
(1) 金融機関、郵便、宅配、新聞、電話回線・携帯基地局、ガソリンスタンド .....	- 17 -
(2) 仮設店舗の設置 .....	- 18 -
(3) 民間サービスの告知 .....	- 18 -
16. 産業・雇用に関すること .....	- 18 -

(1) 農林業.....	- 18 -
(2) 観光業の再開支援.....	- 19 -
(3) 商工業の再開支援及び就労の確保.....	- 19 -
17. 仮設住宅の整備.....	- 20 -
(1) 警戒区域に自宅を持つ住民のための仮設住宅.....	- 20 -
18. 資料.....	- 21 -

## I. 住民、役所関係

### 1. 住民移転

#### (1) 対象者の範囲

緊急時避難準備区域：田村市都路町、船引町横道(中山字小塚、下馬沢含)  
常葉町堀田及び常葉町山根

表1：対象地域の人口と世帯 (平成23年3月11日時点)

住 所		行政区	世帯数	人 口
田村市	都路町の警戒区域を除く全域	第9行政区と第8行政区の一部を除く第1～第12行政区	873	2,621
	常葉町堀田全域	黒川、田代、堀田行政区	169	675
	常葉町山根全域	山根行政区	165	548
	船引町横道全域	横道行政区	82	273
	船引町中山字小塚、下馬沢の全域			
計			1,289	4,117

#### (2) 避難住民への連絡

避難住民へダイレクトメールにより緊急時避難準備区域の解除に関する情報等をお知らせするとともに、説明会等により周知する。その後、住民の帰還の意思を確認するためアンケート調査等を実施する。

#### (3) 帰還状況の確認、住民安心対策

各行政局（都路、船引、常葉）に、帰還に関する総合相談窓口を開設し、当該窓口にて住民の帰還状況を随時把握するとともに、住民からの相談を受け付ける。

#### (4) 帰還費用

避難先から住宅に戻り生活を始めるために要した費用（引越し費用、家屋の修繕費、カビ除去等の清掃費、除草費、その他長期不在に起因する家財道具の修理費等）は、東京電力が全額負担するのは当然のことである。これらの支払いについては、帰還支度金として各人に一定額の前払いを行うことなど、避難者が被った被害に対する細やかな対応を国、東京電力へ求める。

#### (5) 帰還完了目標日

緊急時避難準備区域には、すでに帰還している住民もあり、今後、区域が解除となっても、各家庭の生活実態により帰還時期は異なると考えられることから、住民が安心して帰還し従来通りの生活ができる環境づくりを、平成24年3月末までに完了できるよう本計画を推進する。

なお、警戒区域の解除時期については、ステップ2の完了後に検討に入ると国から示されているが、田村市における警戒区域内の住民は、緊急時避難準備区域と生活圏を同じくしており、帰還時期が大きく異なることとなれば、地域の児童・生徒を二分するなど新たな問題が発生し、コミュニティの修復がより困難となることは自明である。

住民同士の結びつきを保つために、警戒区域の細やかなモニタリングと除染を前提として、早急にその解除または縮小を行い、警戒区域内住民の帰還が可能な状態とし、地域の一体性を確保することを国に要望する。

## 2. 市役所の移転・業務再開

田村市役所は指定区域外にあり通常業務を行っている。

なお、緊急時避難準備区域内にある田村市都路行政局は、主に、田村市船引町の仮設住宅等に避難している住民の相談等に対応するため、田村市役所内に残した窓口業務の一部を除き、おおかたの業務が既に都路町の庁舎において再開している。

緊急時避難準備区域が解除されれば、都路行政局の業務体制を平常時に戻すとともに、仮設住宅入居者等の利便性が損なわれないよう、田村市役所本庁業務の中でも対応を講じる。

## Ⅱ. 学校関係

### 3. 幼稚園、学校の再開

#### 3-1. 幼稚園等の再開

表2：対象施設等

施設名称	補 足
田村市立都路こども園	表土除去済み
田村市立岩井沢児童館	表土除去済み
田村市立岩井沢幼稚園	表土除去済み ※岩井沢小同一敷地
田村市立堀田児童館	表土除去済み

#### (1) 施設・設備の現状確認

応急処置が必要な個所については実施済み。

施設の再開を前提とした修繕箇所の把握、修繕は未実施。

園庭の表土除去は完了しているが、これ以外の部分の除染は未実施である。

また、都路こども園に隣接する古道体育館は、警戒区域内への一時立入りのための中継基地となっているが、今後は、大熊町や双葉町の避難者の利用はなくなり、都路町、葛尾村住民の2巡目の一時立入りにのみ使用することが確定している。このため、これまでのような大規模な対応とはならないと想定しているが、通園に支障をきたすことも懸念されるので、一時立入日程の調整や、交通整理、中継基地機能の一部見直しなど、保護者をはじめとして、地域の理解が得られるよう調整を行っていく。

#### (2) 教職員への連絡、業務再開意思の確認、教員の配置

常勤職員にあっては、現在も仮施設で職務に従事である。

再開にあたり、臨時職員等が当該施設で従来通りの勤務が可能か確認する。

#### (3) 園児への連絡、通園の意思確認

再開にあたり、仮設住宅や市外へ避難している家庭への連絡及び登園等の意思確認を行う。

また、再開後も地域外へ避難し続ける園児がいることも想定されることから、登園に係る送迎方法について検討する。

#### (4) 再開時期

施設設備の改修と施設周辺の除染が終了し、安全で安心できる保育環境が

整い、施設が従来と同等の活動ができる状態になった時点で、保護者をはじめとした地域住民に向けた説明会を開催し、住民の理解、同意が得られたことを確認した後に施設を再開する。

なお、具体的な再開時期の目処は、年度初め、学期初め等の区切りのよい時期が好ましいものと考えられるが、園児や保護者同士の結びつきを考慮すれば、警戒区域内から通う園児も含めた、学区内全員が通園できる状態となってから再開することが、最も理想的であると考えられる。

区切りの時期に間に合うよう、速やかに警戒区域の解除または縮小することを国に要望する。

#### (5) 再開費用

施設再開のために要する費用（施設内外の清掃費、登園にかかる送迎費、長期不使用に起因する施設や備品の修理費等）は、国または東京電力が全額負担することを求める。

### 3-2. 学校の再開

表3：対象施設等

施設名称	補 足
田村市立古道小学校	表土除去済み、校舎裏一部土砂崩れ未修繕
田村市立岩井沢小学校	表土除去済み
田村市立都路中学校	表土除去済み、校庭の一部土砂崩れ未修繕

#### (1) 施設・設備の現状確認

地震により校舎、体育館の損壊、校庭の土砂崩れ等が確認されていることから、危険箇所の立ち入り制限と復旧工事を行う。

また、教員住宅についても損壊等の確認を行い、必要に応じて復旧工事を行う。

なお、復旧工事には文部科学省の災害復旧事業を活用するが、特に体育館及び校庭が使用できないことは教育活動等に大きな妨げとなることから、速やかな交付決定を要望する。

#### (2) 教職員への連絡、業務再開意思の確認、教員の配置

教職員は定数通り配置され、現在も仮校舎で授業を続けており、再開に係る支障はない。

#### (3) 生徒への連絡、通学の意思確認

再開にあたり、仮設住宅や市外へ避難している家庭への連絡及び登校等の意思確認を行う。

また、再開後も家族の都合等により地域外で避難生活を続ける児童・生徒や、通学路上の放射線量に対する不安が払拭できないことも想定されるため、登下校に係る送迎方法についても検討する。

#### (4) 再開時期

校舎の改修と通学路及び学校施設の除染が終了し、安全で安心できる教育環境が整い、これまでと同等の活動ができる状態になった時点で保護者や地域住民を対象とした説明会を実施する。理解、同意が得られたことを確認した後に再開する。

なお、具体的な再開時期の目処は、年度初め、学期初め等の区切りのよい時期が好ましいものと考えられるが、児童・生徒や保護者同士の結びつきを考慮すれば、警戒区域内から通う児童・生徒も含めた、学区内全員が通学できる状態となってから再開することが、最も理想的であると考えられる。

区切りの時期に間に合うよう、速やかに警戒区域の解除または縮小することを国に要望する。

#### (5) 再開費用

施設再開のために要する費用（施設内外の清掃費、登下校にかかる送迎費、長期不使用中に起因する施設や備品の修理費等）は、国または東京電力が全額負担することを求める。

### Ⅲ. 病院等、福祉施設関係

#### 4. 病院の再開

区域内に該当施設なし。

#### 5. 診療所の再開

表 4：対象施設等

施設名称	補 足
田村市立都路診療所	同一建物である。
田村市立都路歯科診療所	

##### (1) 施設・設備の現状確認

震災の影響による施設・設備の破損等は発生していないことは確認済みであり、現有する機械・器具及び設備等は正常に稼働できる状態にある。また、各種機器等の保守・点検業務についても、業者との契約を完了している。

##### (2) 診療所から医療スタッフへの連絡、業務再開の意思の確認。医療スタッフの配置

診療所、歯科診療所共に既存スタッフは、震災当時からこれまで継続して業務に従事している。

##### (3) 再開時期

平成23年7月12日から、診療所・歯科診療所とも通常通りの診療業務を再開している。

#### 6. 福祉施設の再開

表 5：対象施設等

施設名称	補 足
社会福祉法人田村福祉会 都路まどか荘	

当地域の福祉施設は社会福祉法人田村福祉会が運営していることから、以下の事項については、市と当該法人との打合せにより決定した。

(1) 施設・設備の現状確認

すでに施設・設備の現状を確認したが、施設全体にカビが生えているため、クリーニングをかけないと使用できない状態である。

また、利用者の安心、安全のため施設周囲の除染を行う必要がある。

(2) 各施設から介護スタッフへの連絡、業務再開の意思の確認および介護スタッフの配置。

現在、他の福祉施設に職員を配置しており、再開にあたっては、職員が当該施設で従来通りの勤務が可能か確認するが、今回の災害で退職した職員もおりその補充が必要であることから、場合によっては国へ支援を求める。

また、ほとんどの職員が避難先からの勤務となるため、通勤時間に1時間以上かかってしまう。この対応として配置替え等も検討する。

(3) 再開時の規模の見通し

特別養護老人ホームについては、入所定員 50 人、ショートステイ 20 名の規模での再開を想定しているが、デイサービス事業については、対象となる都路町の要介護者、要支援者のほとんどが避難しているため、解除となった場合にどの程度の方が帰宅するのかが不明である。

少数の利用では完全に再開することが困難であることから、利用者数に応じたサービス時間の変更等を検討する必要がある。

(4) 再開時期

特別養護老人ホームの再開時期は、施設の修繕、除染、クリーニングを実施した後となるので、解除されてから2ヶ月後の再開を目指す。

デイサービス事業の再開時期は、解除後に利用者の数を把握することとなるが、どの程度の方が帰宅されるのか未知数であるため未定とする。

これらの事業は当地域で必要不可欠なものである。市としても円滑に業務が再開できるよう支援する。

(5) 区域外で入所している方の移送の段取り

区域外で入所している方については、施設再開後、当該施設の職員及び法人の他施設の職員、車両等を動員し1日で移送を行う。

(6) 再開費用

施設再開のためにかかる費用（施設内外の清掃費、入所者の移送費、長期不使用中に起因する施設や備品の修理費等）は、国または東京電力が全額負担

することを求める。

#### IV. インフラ関係

##### 7. 上水道の復旧

表6：対象施設等

施設名称	対 象	補 足
田村市都路町簡易水道	241	住 居 236 戸＋事業所 5 カ所
田村市常葉町水道	30	住 居 30 戸
井戸水、引き水 ※個人施設	1,033	住 居：都路 637＋常葉 304＋82 事業所：都路 8＋常葉 2

##### (1) 上水道、井戸水の健全性確認

上水道(水道・簡易水道)については、漏水箇所等も無く正常に稼働していることを確認済みである。区域が解除となり、帰還した後に新たな漏水が確認されれば速やかに復旧する。

これまでの水道水の核種検査ではセシウム等の検出はないが、万全を期して、今後もモニタリングを継続する。

なお、区域内は上水道以外の水(井戸水、引き水)を飲用としている住居が大半である。これらへの放射能の影響を懸念しているとの声が多く寄せられており、帰還にあたり事前検査が必須である。

住民が安心してこれら井戸水、引き水を飲用水として利用できるよう、国に対して放射線核種の全戸検査を実施することを求める。

##### 8. 下水道の復旧

表7：対象施設等

施設名称	補 足
合併処理浄化槽	各戸

##### (1) 下水処理施設の健全性確認

緊急時避難準備区域の都路町及び常葉町の一部は、下水道整備区域外であるため、生活污水の処理については主に合併処理浄化槽が使用されている。

これらの機材は、長期間使用されていないことや、換気ブロアの電源が遮断されたことにより、便槽内の微生物が死滅する、汚水が滞留し腐敗するなど、正常な処理機能が失われている可能性が高い。

さらに、汚物の堆積等による機器の目詰まりや、地震による断裂・損傷なども懸念されることから、区域が解除された後、直ちにすべての浄化槽の清

掃（汲み取り）や機能確認を行う必要はないが、使用開始後において悪臭等が生じる場合は、速やかに清掃や点検を行う必要がある。

現時点では、田村地方衛生処理センターと保守点検契約を行っている浄化槽については、帰還後、速やかに保守点検を再開するよう、市がセンターと調整しているが、民間業者に委託している住居については、帰還後に点検等を行うよう周知する必要がある。

なお、処理施設の補修が必要となった場合、その費用は国、東京電力が全額負担することを求める。

## 9. インフラ整備

表 8：対象施設等

施設名称	補 足
国道 288 号線	警戒区域で途絶
国道 399 号線	
区域内居住区域	

### (1) 原子力発電所の事故処理拠点の整備

当市の緊急時避難準備区域及び警戒区域は福島第一原子力発電所に近く、国道 288 号線が拡充されればアクセスはさらに改善される。

利便性の高い当地域に、事故処理に携わる企業の拠点や作業員の住宅等を整備し、迅速な事故処理の推進に貢献する。

整備費用等については、国または東京電力が全額負担することを求める。

### (2) 住宅地の造成

隣接する原子力災害被災市町村の住民が、故郷の近くで生活することを望まれる場合、これらの移住希望に応じることができるよう、当地域内に住宅地を造成する。

造成費用については、国または東京電力が全額負担することを求める。

### (3) 生活道路の新設、拡充

浜通り方面（大熊町、双葉町）へのアクセスが不可能な状態にあることから、国道 399 号線から分岐して広野町または楢葉町へ通じる道路を新設し、浜通り方面との物流を確保するとともに、当地域から隣接町村の復興事業等への従事を可能とする。

また、当地域から船引町方面（国道 288 号線）と川内村方面（国道 399 号線）との物流能力を向上させるため各国道の拡充を行い、地域間の利便

性を高める。

整備費用等については、国または東京電力が全額負担することを求める。

## V. 除染関係

### 10. 表土の除染

表9：対象施設等

施設名称	補 足
区域内全域	

#### (1) 除染の実施者、実施方法、除染地域の決定

国の除染基本方針は、放射線の積算線量に応じて地域別の対応をすることとし、1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超える計画的避難地域と、立入が制限されている警戒区域については国が、1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの間にある地域と、1ミリシーベルトを下回る地域については市町村が「除染計画」を策定し、これを国が支援すると明示している。

田村市の緊急時避難準備区域内の居住地域での線量は、9月9日時点で、最大1.21マイクロシーベルト/時であり、方針が掲げる年間20ミリシーベルトを超えることとなる毎時3.8マイクロシーベルト/時を下回っていることから、市が「除染計画」を策定し、国の支援を受けながら除染を実施して行くこととなる。

子どもたちがより安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であるため、学校や公園といった子どもが集まる施設のグラウンドや広場については、より線量を低下させるべく表土除去を実施する。

区域内の農地については、9月に国が示す予定の「除染指針」に基づいて実施することとなるが、汚染状況を詳細に把握するために、より詳細な土壌調査（現3kmメッシュ→500mメッシュ）を実施し、この調査結果に基づき、適切な除染（表土の剥ぎ取り除去、深耕・天地返しによる表土埋め込み、通常の耕耘による放射線量の低減化等）を実施する。

また、区域内の大半を占める森林についても、「除染指針」が国から示される予定である。これまで行った航空機によるモニタリング結果などをもとに、森林内の腐葉土などを詳細に調査することや、適切な処理方法の提示を国に要望する。

また、除染に係る費用についても、国の全面的な支援を要望する。

なお、森林の大部分を占める国有林については、国が主体となって除染を行うよう求めていく。

これら除染の実施に際しては、具体的な方法や必要性の有無に係る判断等を、国の基本指針や除染アドバイザー等の助言を参考に決定する。

さらに、上記除染を実施するにあたっては、国または県が地元住民を対象

とした除染講習会等を開催し、所定の研修を修了した住民を除染作業者として認定して、当地域や近隣地域の除染を行う専門作業者として積極的に雇用することを要望していく。

#### (2) 実施スケジュール

幼稚園、学校等のグラウンドについては夏休み中に実施済みである。

今後は、通学路や子どもが集まる施設、広場等の表土除去を優先して行う計画を作成し、除染場所と実施時期について住民に告知する。

#### (3) 表土等の仮置場の決定

住民への説明会などを行い、地域内に仮置場を設置できるよう理解と協力を求めていく。

用地の確保が困難である場合は、地権者に対して使用料を支払うことも検討する。この費用は、国または東京電力が全額負担することを求める。

なお、除染表土には放射性物質が含まれていることから、速やかに中間処理施設・最終処分場を整備し、可能な限り短期間の仮置きとすることを国に強く要望する。

#### (4) 表土除去費用

表土除去に要する費用（計測機器の購入費、土壌調査費、仮置場の整備費・使用料、除染機材購入費、除染作業委託費等）は国または東京電力に負担を求める。

### 1.1. 側溝の泥などの生活圏の除染

表 10：対象施設等

施設名称	補 足
区域内全域	

#### (1) 除染の実施者、実施方法、除染地域、場所（側溝、通学路等）の特定

国の除染基本方針によると、当地域は、追加被ばく線量が年間1から20ミリシーベルトの間の地域の中でも、比較的線量が低い区域に該当し、基本的に面的な除染は必要ないが、側溝や雨樋など局所的に高線量を示す箇所を除染が必要となることが示されている。

子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であるため、通学路や子どもが集まる施設における放射線量マップを作成して、通学路沿いの側溝や施設の雨樋などといった高線量になりやすい箇所を重点的に除染する

とともに、各住宅においても放射線量を適宜計測し、周囲の側溝や雨樋等の除染を実施する計画を立案する。具体的な除染方法（草刈り、ブラッシング、土砂除去、高圧洗浄等）や除染の必要性の判断については、国や県の除染アドバイザー等の助言を参考に決定する。

当地域の生活圏の除染は、県の線量低減化活動支援事業を活用し、行政区単位で地域住民の協力により実施するが、除染作業が困難な場所については専門業者への依頼も検討する。

なお、高齢者・障害者など自力で除染作業が困難な者は、作業を専門業者へ委託するものとし、この費用は全額東京電力が負担することを求める。

また、除染を実施するにあたっては、国または県が地元住民を対象とした除染講習会を開催し、所定の研修を修了した住民を除染作業員として認定して、当地域や近隣地域の除染を行う専門作業員として積極的に雇用することを要望していく。

なお、国道・県道の除染については、国・県が主体となって除染を実施することを求める。

## (2) 実施スケジュール

県の線量低減化活動支援事業については、各地区での説明会を実施し、9月から補助金申請を受け付け実施していく。また、国や県の除染指針や除染モデル事業の結果、除染アドバイザーの指導等に基づき除染計画の策定を進める。

## (3) 仮置場（一時保管所）の特定

「都路町ごみ最終処分場」を都路町の仮置場として使用できないか地元へ打診しているが、現段階では理解を得られていない。今後も地域住民の理解を得られるよう、説明し協力をお願いしていく。

仮置場の確保が困難である場合は、仮置場として使用する用地の使用料を近隣住民に支払うことも検討する。その場合の費用は国または東京電力が全額負担することとする。

仮置場の設置については、中間処分場や最終処分場の存在が前提となることから、これらの場所とそこまでの移送方法について、国、東京電力が早急に決定することを要望していく。

## (4) 除染費用

除染にかかる費用については、福島県の線量低減化活動支援事業をはじめとした県や国の支援策を活用する。

支援対象外の費用については、国または東京電力が全額負担することを求

める。

## VI. その他

### 1.2. インフラの復旧

表 11：対象施設等

施設名称	補 足
区域内全域	

#### (1) 電気、ガス、ゴミ収集・処理

電気、ガス、ゴミ収集・処理については、すべて復旧済みである。

#### (2) 道路（市道、農道、林道）

緊急時避難準備区域内の道路で路面亀裂・陥没・隆起等の被害が約100箇所を確認されたため、復旧工事を行っている。

現在、進捗率は約7割であるが、区域解除までに全箇所の復旧を図る。なお、通行不能箇所がないことは確認されているが、市道については、区域解除に向けた再点検を実施し、危険箇所等があれば随時その修繕にあたる。

#### (3) 農業用水

震災による農業用水の被害は特に見受けられない。

### 1.3. 公的機関

表 12：対象施設等

施設名称	補 足
田村警察署都路駐在所	
郡山広域消防組合田村消防署都路分署	

#### (1) 警察

都路駐在所は、5月6日から通常通りの業務を再開しているが、警戒区域内で事件が発生したとしても現場確認ができない状態である。

地域の治安維持と、市民の財産を守るためにも、速やかに警戒区域の解除または縮小することを国に要望する。

#### (2) 消防

現在、都路分署は変則勤務を行っており、昼間は隊員が常駐しているが夜間は不在となる。このため、都路分署の夜間業務を常葉分署が担っている。

今後、郡山広域消防組合との協議を行い、緊急時避難準備区域の解除に併せて通常勤務とする予定である。

但し、再開しても警戒区域内で火事や救急要請があった場合に、消防団など消防関係機関との連携ができないという問題が残ることから、速やかに警戒区域の解除または縮小することを国に要望する。

(3) 警戒区域内での警察、消防等の活動について

警察、消防が警戒区域内で活動するための、防護装備の配置は完了しているが、加えて、警戒区域内の放射線量情報の調査、公表、必要に応じた区域内の除染が必要不可欠である。

また、地元の消防団が消火活動のために警戒区域内へ立ち入る状況もあると考えられることから、消防団用の防護装備を配備するよう国、県に求めていく。

14. 公共交通機関

表 13：対象施設等

施設名称	補 足
福島交通株式会社 船引～古道線	

(1) 市営バス等

福島交通の路線バスは平成23年6月1日より通常通りの運行を再開している。

15. 生活に必要な民間サービス

表 14：対象施設等

施設名称	補 足
たむら農業協同組合 都路支店	金融機関
都路郵便局	郵便局
岩井沢郵便局	郵便局
その他対象施設	NTT、AU、宅配業者、地元店舗等

(1) 金融機関、郵便、宅配、新聞、電話回線・携帯基地局、ガソリンスタンド

現時点ですべて営業中である。

(2) 仮設店舗の設置

区域内では自家用野菜を栽培できなかった家庭が多いことから、住民の要望に応じて、野菜等の販売を行う仮設店舗の設置を検討する。

(3) 民間サービスの告知

上記(1)で列記された民間サービスが営業中であることを広報等で告知する。

1.6. 産業・雇用に関すること

表 15：対象施設等

施設名称	補 足
ふくしま中央森林組合都路事業所	
株式会社ハム工房都路、株式会社フリーデン都路牧場ほか	

(1) 農林業

農林業離れを回避するために、東京電力へ農林畜産物に対する損害賠償金を、早期に全額支払うことを求める。

農地等の復元にかかる費用（除染にかかる費用、除草にかかる費用等）については、国または東京電力が全額負担することとし、その費用の支払いを農地・森林復元金として、各々の面積に応じた金額を前払いする。なお、これを超えて費用を要した場合は請求による支払いとする。

また、不安なく農作業を行えるように、堆肥等の保管・処理基準を早急に明確化するとともに、その検査体制を確立することを国に要望していく。併せて、基準によって使用できなくなった堆肥等については国が主体となって処分することを要望していく。

今後、農地や森林、農作物等については長期的な放射線量、放射能のモニタリングが不可欠である。この費用については国または東京電力が全額負担することとする。

さらに、ため池や河川など農林業の基盤となる施設の除染について、国や東京電力に実施を求めていく。

また、地域の基幹産業としての農林業を継続していくためには、農林畜産物に対する風評被害を払拭することが最大の課題である。この対策に要する費用（農林畜産物の放射能測定経費、安全性を証明するための取り組みに要する経費、キャラバン運動費等）も、国または東京電力が全額負担する。

特に、安全性を証明する為の取り組みに係る経費や、キャラバン運動については、多くの活動資金が必要であると思われる。これらへの支援策として国や県に対し補助事業の設置なども要望する。

(2) 観光業の再開支援

表 16：対象施設等

施設名称	補 足
グリーンパーク都路、子どもの国ムシムシランド	

観光事業に対する風評被害を払拭するために、関係各団体等と協力し市民一丸となった誘客活動を展開する。また、特産品について、農協などと連携を図りながら、安全安心を前面に打ち出したキャラバン運動を展開する。

これらの取り組みには多くの活動資金が必要であることから、国や県に補助事業の設置などの支援を要請する。

(3) 商工業の再開支援及び就労の確保

表 17：対象施設等

施設名称	補 足
株式会社春日工業所ほか	

緊急時避難準備区域が設定されたことにより操業を停止した企業や他の地域へ移転した企業に対しては、操業停止による損失、転出に要した費用等を国または東京電力が早急に全額補償するとともに、区域解除後の操業再開にかかる諸費用（設備の点検整備費用、引越し費用等）を国または東京電力が全額負担することを求める。

さらに、緊急時避難準備区域内で操業を再開する企業、新たに操業開始する企業に対して、補助金や無利子の融資を優先して提供する制度の設立を国や県に要望し、企業の再開と誘致を推進する。

また、県の緊急経済対策資金の利用者が信用保証協会に支払う保証料の一部を補助することや、風評被害へ対応するために導入した放射線測定機器等の購入費の一部を補助することなどによって、工場等の移転・休業を防止し、通常操業を維持することにより就労の機会を確保していく。

## 17. 仮設住宅の整備

### (1) 警戒区域に自宅を持つ住民のための仮設住宅

警戒区域が来年3月までに解除される見込みがない場合は、区域内に自宅を持つ住民の要望に応じて都路地域に仮設住宅を設置するとともに、恒久的な住宅を整備する際には、県の支援や国または東京電力が経費の全額を負担することを求める。

表 18：対象施設等

施設名称	補 足
区域内の居住区域	

18. 資料

- ・ 田村市復旧計画工程表
- ・ 除染対象施設(市管理施設のみ)

# 丑村市復旧計画工程表

I 住民、役所関係	項目	問題点、要望等	現時点	解除後経過期間		
				解除～1カ月後	～3ヶ月後	～平成24年3月 平成24年4月～
II 学校関係	1. 住民の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>各家庭の生活実態により帰還時期が異なる</li> <li>地域コミュニティの維持には、速やかな警戒区域の解除または縮小が不可欠</li> <li>帰還費用は国、東電負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者数確認済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口開設</li> <li>説明会、アンケートの実施</li> <li>住民の意向により順次帰還</li> <li>帰還環境づくり完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰還状況の把握</li> </ul>	
	2. 市町村役場の移転・業務再開	田村市は対象外	—			
	3. 幼稚園、学校の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設、周辺の除染</li> <li>古道体育館の中継基地としての利用</li> <li>保護者の理解、納得が得られるか</li> <li>園児の送迎</li> <li>再開費用は国、東電負担</li> <li>復旧工事の遅延(文科省災害復旧事業未交付)</li> <li>校舎、通学路の除染</li> <li>保護者の理解、納得が得られるか</li> <li>児童の送迎</li> <li>再開費用は国、東電負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の健全性確認、修繕</li> <li>施設内と周辺の除染</li> <li>職員の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会、保護者の意向調査</li> <li>保護者の意向を考慮し再開時期決定</li> </ul>		
	3-1. 幼稚園の再開		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急修繕実施済み</li> </ul>			
	3-2. 学校の再開		<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎等の損壊状況確認済み</li> <li>教職員は確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧工事</li> <li>施設内と周辺の除染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会、保護者の意向調査</li> <li>保護者の意向を考慮し再開時期決定</li> </ul>	
	4. 病院の再開	田村市は対象外	—	—		
III 病院等、福祉施設関係	5. 診療所の再開	歯科衛生士募集中	◎7/12より再開			
	6. 福祉施設の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設全体に力加</li> <li>職員の通勤時間</li> <li>震災退職職員の補充</li> <li>利用者が少ないと再開困難</li> <li>再開費用は国、東電負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内クリーニング</li> <li>施設周辺の除染</li> <li>利用者数の把握</li> <li>職員の確保</li> <li>配置変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎再開(デイスーパービスは未定)</li> <li>入所者移送</li> </ul>		

項目	問題点、要望等	現時点	解除後経過期間	
			解除～1カ月後	～3ヶ月後 ～平成24年3月 平成24年4月～
IV インフラ関係	7. 上下水道の復旧	○上下水道のモニタリング実施中	井戸水のモニタリング 上下水道のモニタリング	
	8. 下水道の復旧	・浄化機能の低下 ・補修費用は国、東電負担	○広報等で注意喚起 保守点検(戸別対応)	◎戸別ごとに帰還後再開
	9. インフラ整備	・整備費用は国、東電負担	国、県の計画による	
V 除染関係	10. 表土の除染	・農地、山林の除染方法 ・表土処分場の確保 ・国有林の除染 ・除染費用は国、東電負担	子供が利用する施設の除染 農地の汚染調査 農地の除染 山林の除染(国の計画による)	
	11. 側溝の泥などの生活圏の除染	・除染アドバイザーの派遣 ・仮置き場の確保 ・国道県道の除染 ・除染費用は国、東電負担	○アドバイザーによる講習 ○除染計画立案 除染の実施 県の緑量低減化活動支援事業の活用	
	12. インフラの復旧		道路の健全性再確認	
VI その他	13. 公的機関の再開	・警戒区域内での警察、消防、消防団活動装備の配置を国、県へ要望	○都路分署再開予定	
	14. 公共交通機関の復旧			
	15. 生活に必要な民間サービス		仮設店舗の設置検討	
	16. 産業・雇用に關すること	・風評被害の払拭 ・賠償金の早期支払い ・再開事業者への補助金 ・風評被害対策に係る経費は国、東電負担	農林畜産物に対する賠償金の支払い キャラバン運動、企業に対する風評被害対策の実施 操業再開事業者への補助金(国、県の計画による)	
	17. 仮設住宅の整備	・警戒区域の早期解除		

資料:除染対象施設(市管理施設のみ)

No.	施設名称	所在	備考
<b>■学校・幼稚園・保育所・児童館・保育園等</b>			
1	古道小学校	都路町古道	表土除去実施
2	岩井沢小学校	都路町岩井沢	表土除去実施
3	都路中学校	都路町古道	表土除去実施
4	田村市立岩井沢幼稚園(岩井沢小同敷地)	都路町岩井沢	表土除去実施
5	岩井沢児童館	都路町岩井沢	表土除去実施
6	堀田児童館	常葉町堀田	表土除去実施
7	田村市都路こども園	都路町古道	表土除去実施
<b>■公民館</b>			
8	田村市都路公民館	都路町古道	
9	田村市都路公民館岩井沢分館	都路町岩井沢	
10	田村市常葉公民館山根分館	常葉町山根	
<b>■社会体育施設</b>			
11	田村市古道体育館	都路町古道	
12	田村市岩井沢体育館	都路町岩井沢	
13	田村市都路運動場	都路町古道	
14	田村市古道プール	都路町古道	
15	田村市岩井沢プール	都路町岩井沢	
16	黒川屋内ゲートボール場兼多目的運動場	常葉町堀田	
17	山根屋内ゲートボール場兼多目的運動場	常葉町山根	
<b>■公園・観光施設</b>			
18	田村市グリーンパーク	都路町岩井沢	
19	田村市殿上観光牧場	常葉町山根	
20	田村市カブトムシ自然の森	常葉町山根	
21	五十人山キャンプ場	都路町岩井沢	
<b>■集会施設とう</b>			
22	田村市頭ノ巣集会所	都路町古道	
23	田村市馬洗戸集会所	都路町古道	
24	田村市荻田集会所	都路町古道	
25	田村市横町集会所	都路町古道	
26	田村市戸屋集会所	都路町古道	
27	田村市合子集落農事集会所	都路町古道	
28	田村市石黒集落センター	都路町古道	
29	田村市下道之内集落センター	都路町古道	
30	田村市石橋転作促進技術研修センター	都路町古道	
31	田村市南多目的研修センター	都路町古道	
32	田村市場々多目的研修センター	都路町古道	
33	田村市小滝沢転作推進技術研修センター	都路町古道	
34	田村市地見城多目的研修集会施設	都路町古道	
35	田村市持藤田蕪集出荷所	都路町岩井沢	
36	田村市道之内蕪集出荷所	都路町岩井沢	
37	田村市山口蕪集出荷所	都路町古道	
38	田村市岩井沢生活改善センター	都路町岩井沢	
39	田村市大久保生活改善センター	都路町古道	
40	田村市上岩井沢生活改善センター	都路町岩井沢	
41	田村市大槻生活改善センター	都路町岩井沢	
42	田村市岩井沢北部生活改善センター	都路町岩井沢	
43	堀田公民館	常葉町堀田	
44	八升栗集会所	常葉町堀田	
45	田代公民館	常葉町堀田	
46	常葉公民館山根分館	常葉町山根	
47	定福公民館	常葉町山根	
48	富岡集会所	常葉町山根	
49	芦坂公民館	常葉町山根	
50	萩原原集会所	常葉町山根	
51	余平田集会所	常葉町山根	
52	沢又集会所	常葉町山根	
53	南倉集会所	常葉町山根	
54	横道区集会所	船引町中山	